

# 令和6年定例第4回市議会会議録(第1日)

令和6年12月3日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 諸 富 正 也 | 9番  | 前 原 武 美 |
| 2番 | 三小田 智 裕 | 10番 | 上津原 博   |
| 3番 | 黒 田 清 隆 | 11番 | 荒 卷 隆 伸 |
| 4番 | 河 野 一 仁 | 12番 | 瀬 口 健   |
| 5番 | 森 弘 子   | 13番 | 中 尾 眞智子 |
| 6番 | 奥 菌 由美子 | 14番 | 中 島 一 博 |
| 7番 | 吉 原 政 宏 | 15番 | 宮 本 五 市 |
| 8番 | 古 賀 義 教 | 16番 | 牛 嶋 利 三 |

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

|        |       |    |        |
|--------|-------|----|--------|
| 議会事務局長 | 椛嶋 晋治 | 係長 | 高野 志乃扶 |
| 参与     | 田中 裕樹 | 書記 | 大木 新介  |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|                   |        |                   |       |
|-------------------|--------|-------------------|-------|
| 市長                | 松嶋 盛人  | 財政課長              | 大坪 康春 |
| 副市長               | 森田 泰平  | 総合政策課長            | 村越 公貞 |
| 教育長               | 待鳥 博人  | 企画振興課長            | 坂本 生治 |
| 監査委員              | 河野 信祐  | 福祉課長兼<br>福祉事務所副所長 | 野田 英一 |
| 保健福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 松藤 典子  | 学校教育課長            | 松尾 郁代 |
| 市民部長兼<br>市民課長     | 山田 利長  | 子ども子育て課長          | 田中 聡美 |
| 環境経済部長            | 木村 勝幸  | 農林水産課長            | 猿本 邦博 |
| 建設都市部長            | 甲斐田 裕士 | 商工観光課長            | 相地 智輝 |
| 教育部長              | 堤 則勝   | 上下水道課長            | 松尾 秀勝 |
| 消防長               | 北嶋 俊治  | 社会教育課長            | 村井 美和 |
| 総務課長              | 平川 貞雄  |                   |       |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 報告第11号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定に

- ついて)
- (7) 報告第12号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）
  - (8) 承認第7号 専決処分の承認について（専決第10号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定）
  - (9) 承認第8号 専決処分の承認について（専決第11号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第5号））
  - (10) 議案第50号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
  - (11) 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - (12) 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について
  - (13) 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について
  - (14) 議案第54号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第6号）

---

**午前9時30分 開会**

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから令和6年定例第4回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

**日程第1 会期の決定について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

**○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）**

改めまして、おはようございます。令和6年定例第4回市議会の運営につきまして、11月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告2件、承認2件、議案5件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日12月3日から12月13日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

承認第7号及び承認第8号の2件につきましては、即決といたします。

議案第50号及び議案第51号の2件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第52号及び議案第53号の2件につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第54号につきましては、全体審議といたします。

なお、執行部につきまして、初日及び最終日以外は、各委員会を含め、議案等審議に係る説明員での対応といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。

本定例会の会期につきましては、本日から12月13日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月13日までの11日間と決定をいたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、5番森弘子君、6番奥藺由美子君、兩名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

皆さんおはようございます。久々にここに登壇しましたところ、ちょっと足がすくんでお

ります。皆さんはいつも議会でこれをやっておられますので、13日の日はぜひこの心得を伝授いただきたいと、そう思っております。よろしく申し上げます。

では、例月出納検査の結果の報告をいたしたいと思えます。

監査報告。地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管につきましては、令和6年7月分から9月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿、この現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、適正に処理されておりましたが、8月の教育部所管の委員旅費におきまして、旅行先に応じて支払う日当の支払い額が誤っていた事案が1件見受けられました。指摘後、この誤りににつきましては、速やかなる是正及び適正に処理されておりましたが、今後、旅費の支給におきましては、みやま市職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正に支給すること、また、そのための確認体制の強化に努められたいと存じます。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がございますので、発言を許可いたします。

なお、質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

それでは、12番瀬口健君。

#### ○12番（瀬口 健君）

おはようございます。今、河野監査委員のほうから報告がありましたので、皆さんよくお分かりになったろうと思います。

また、8月1日から31日までの監査、出納検査の結果の件でございますが、皆さん6ページでございますね。

今申されましたように、旅費の過払いの件を今、監査委員さんはおっしゃっているわけでございます。私がここで何を質問するかというと、これは決裁事項でございますので、決裁中にこれが何で分からんやったのかというのをお聞きするわけですよ。どこまで決裁者の印が押されているのか。何で決裁中に分からなかったのかと、それをお聞きしたいと思ってお

りますが、なぜこういうことを聞くかという、以前、決裁者の怠慢によって、重大な過ちを起こした事例がありますが、これは皆さんしっかり覚えていらっしゃると思いますが、今回は大事に至るようなことではなかったのよかったです、決裁印を押す決裁者、これについては重大な案件があったのと同様、決裁者の怠慢であると。私はそう思うわけでございます。

以前も重大なことが起こって、謝罪をされて、しかし、また今回、決裁印を押す過程においてこれを見過ごされているということは、今後こういうことがありますと、また忘れた頃に重大な過失があるんじゃないかというふうに心配をしているところでございます。

これを受けて、教育長や市長、どういうふうなことを注意、叱責されたのか。この2点、どこまで決裁が回ったのかと。それと決裁中になぜ分からなかったのかと。

同じように、決裁途中でこれを見過ごした過去を振り返って、どういうふうな指導を教育長、市長についてはされたのかということをお聞きしたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

堤教育部長。

**○教育部長（堤 則勝君）**

おはようございます。まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

どこまでの決裁かということの御質問ですけれども、決算につきましては私、部長決裁となっております。決裁中の確認不足が原因でありました。大変申し訳ございませんでした。

**○議長（牛嶋利三君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）**

おはようございます。先ほど教育部長が申し上げましたとおり、決裁権者は教育部長というところでございますが、やはり今回の事案等を受けまして、二重、三重のチェックをしていく必要があるということで、しっかり決裁文書等については確認をするようにということで、教育部内で確認をしたところでございます。

今後は、このようなことが二度とないようにしっかりやっていきますので、よろしく願います。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おはようございます。瀬口議員さんの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、旅費規程による決裁に誤りがあったということで報告を受けております。

その中で、部長、教育長も申し上げましたとおり、決裁の在り方について、再度、文書等もこの在り方でいいのかどうかというのを確認しております。

そして、旅費規程につきましては、距離によって1日と半日とか、そういう区分がございまして、その半日の区分が1日となっておったということでの誤りでございました。その辺について、その遺漏がないようにということで、出張依頼書の中にきちんと1日分、半日分というのをきちんと明記した上で決裁をするように、遺漏がないように指導もいたしておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

この点については、その部署だけじゃなくて、ほかの部署も全て関わってまいりますので、旅費規程に関しまして、きちんとそういう確認ができるように徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私が言いたいのは、今回は大した事案じゃないから、これで済んでおるわけですが、今さっき言いましたように、重大な過失が来たのは覚えとんなはるですよ。決裁中の怠慢から、これは私は怠慢と言いますが、だからこういう部長が言われたように確認不足でしたと、何で確認不足というのが分かっておるから私は聞きよるわけであって、怠慢という言葉でそれを返しよるじゃなかですか。こういうことがあれば、はっきり言って税の誤徴収の分ですよ。よく決裁者が調べずに決裁印を押したから、最終的には一番罰が重い、決裁何といますかね、起案をされた方、この方に最大の一番最高の——最高と言っちゃいけんですが、一番重い罰がされておると。こういうことが、よく忘れた頃にまた来るといようなこととございますが、これがこういうふうな確認不足とか、こういうことがあってはならんから、私はここで指摘しておるわけであって、また重大なミスを犯しやせんかという心配をしておるわけですよ。

そういう中で、これ以上のことは部長さんたちも言われんでしょうけど、教育長、市長に

おかれましても、監査委員さんからも確認体制の強化に努められたいという指摘があつておるわけですが、わざわざこういうことを書いてあるんですけど、前回の重大な事案と今回は一緒なんですね、怠慢ということは。これを受けて、この方たちにどういうふうな指摘をされたのか、強化体制をどうせろと言われたのか。市長はさっき少し言われましたが、命令書にもう少し詳しく書けというようなことをおっしゃっておるわけですけども、こういうことよりも、何で私は、この決裁者が簡単に見過ごすような体制であるのかということをおし上げたいんですよ。また重大な事件を起こすと、こういうことを心配しておりますが、もっと何か厳しく叱責をされて当然だと思ふんですけどね。どうですかね、教育長。

ただ、何とおっしゃったですか、二重、三重のチェック、確認をするようにとか、前回と今回とどう違った指摘や注意をされたのかと。同じようなことだったら、前回注意された件は、本当に口先だけで、その場しのぎだったということが今回証明されておるんですよ。だから、違うことを厳しゅう言わんならまた繰り返さるっつとじゃないですかということをおし言ひます。簡単なことでよかったですけど、そういうことは全く心配されんですか。どうですかね。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

瀬口議員の御指摘のとおり、やはり今後もそういうことが、万が一、想定されるかもしれないということで、やはり小さなミスも見逃さないというような立場に立って、きちんとその辺はやっていきたいというふうに思っております。

前回の大きなこともございましたが、そういうところの教訓が、やはり本当に職員一人一人に浸透していたかということの反省も含めて、もう一度、教育部内でそういうところはしっかり確認していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今言われることはしっかりこちらも分かりますけどね。

それから、以前こういう問題があった中で、懲罰委員会、これの体制を見直すというよう

な発言があったと思うんですけど、その後どうされておりますかね。懲罰委員会、その決裁印を押した方がその委員会の中において委員であって、はっきり言って自分たちの罰則が軽減されておるといような指摘があったと思うんですよ。懲罰委員会の在り方については、その後検討されておりますかね。それを1点聞いて、もう終わりにしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

瀬口議員さんの御質問にお答えいたします。

懲戒審査委員会のメンバーにつきましては、副市長をトップとして、充て職になっている部分がございますけれども、先ほど瀬口議員さんおっしゃられたように、各部署で起きた事案については、その部署の部長がそこに携わることがないように、メンバーはその都度調整をして、市長のほうから指示を出していただいているところでございます。

以上でございます。（「変えたですか。その前の懲罰何委員会」と呼ぶ者あり）懲戒審査委員会。（「その在り方を変えたですかって、以前の問題。それを指摘されよったやんね。それを聞きよっとですよ。どげんしましたかと。変えんで大丈夫と思われたのですか。そのまま、変えようと思ったんですか、そういう協議はしましたかというのを今お聞きしよるんですよ」と呼ぶ者あり）今申し上げましたように、そのような直接、該当の上司がその委員会の中に入らないようにということで対応していくということで体制をしております。

（「じゃ、そこが変わったということですか」と呼ぶ者あり）これからもそういうふうにやっていくということでございます。（「変えんと聞きよると」と呼ぶ者あり）規則自体を見直しておるわけではございません。（「以前と変わらんということですね」と呼ぶ者あり）運用の中でそのようなことがないように対応していきたいということでございます。（「議長、よございますか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

そういうふうな委員会の在り方について指摘をしたでしょうが。それから協議をして変えようという協議はしましたかと聞いておるんですよ。変えましたかと。そしたら、今言うのはもうずっと御託並べて、結局は前のおりでいいということでそのまま進んでおりますと

いうことをおっしゃりよるわけでしょう。そげんですよね。もうこれでよございますけどね。最後、きちっとしゃべってくれんですか。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

体制自体は、その都度で変えるように対応しておりますので、規則自体は変えておりませんけれども、それに対応するようにしております。

以上でございます。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに。古賀議員、関連で質問どうぞ。

○8番（古賀義教君）

この質問については、私の記憶にまだ残っておると思いますが、懲罰委員会の中に第三者の委員を配置できないかということで質問をした記憶がございますが、そのときの答えがそういうふうに持っていきますという答え、回答だったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

古賀議員の御質問にお答えします。

ケースによっては、必要な場合によってはそのような対応をさせていただくということで考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）もう1回やっけんですね。

ほかに質疑ないですか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

平川総務課長の説明を聞いていたんですけど、懲罰委員会の委員さんの中にそういう罰則を受けた方を変えたというふうにするんですよ、内容はそのままにしてですね。そういう捉え方でいいんですか。ちょっともう1問しかないからですね。何か懲罰委員会の委員の方を変えましたと。その内容については審議したけど、そのままにして、人間だけを変えたというような捉え方に聞こえたので、それでいいとですかね。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

例えば、前回の事案で、ある課の職員がこういう事務処理ミスということで事案を起こしたと。その所管の部長については、その委員会の中には含まないように、関係するところの部長については入らないというようなところで委員会自体を、メンバーをずっと固定ではなくて、その案件によって変えていくというのが懲戒審査委員会の体制でございます。

今、中島議員さんがお話しされたように、もちろん、部長本人がそういう事案になることでしたら、そこの中に入ることはありません。

以上でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

また、この件についていろいろお尋ねしたいという方があれば、直接、担当のほうへお尋ねをお願いしたいと思います。

#### 日程第4 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案の一括上程を行います。

報告第11号、第12号の2件、承認第7号、第8号の2件、議案第50号から第54号までの5件を一括議題といたします。

#### 日程第5 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．市長の提案理由説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。

本日、ここに令和6年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして、御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第11号 専決処分の報告についてから、議案第54号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第6号）までの9件でございます。

内訳といたしましては、和解及び損害賠償額の決定について、報告案件が2件、専決しました条例及び補正予算の承認案件が2件、また条例の改正のほか、工事請負契約の変更契約の締結及び令和6年度一般会計予算の補正についての議案5件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

#### 日程第6 報告第11号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 報告第11号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告を求めてまいります。

平川総務課長お願いします。

##### ○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

改めまして、おはようございます。報告第11号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年8月28日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和6年5月15日14時40分頃、瀬高町文廣のみやま市有地において、市契約検査課職員が乗用草刈り機にて草刈りを行っていたところ、石が跳ね、この跳ねた石が水路を挟んで隣接する福祉施設の窓に衝突したことにより窓ガラスが割れたものがあります。

この事故に係る損害賠償額を110千円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は、全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告はございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑

を終わります。

これで報告第11号 専決処分の報告について（専決第8号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

#### 日程第7 報告第12号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第12号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）、報告を求めます。

引き続き、平川総務課長お願いします。

##### ○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

報告第12号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年9月4日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和6年3月12日午前11時55分頃、コミュニティバス6号車が高田町田尻小柳バス停付近において、一時停止後、右折する際に、右側から来た車両が減速したことを譲ってくれたものと判断し発車したところ、当該車両もそのまま直進したことにより接触したものです。

この事故により、コミュニティバスの右バンパーに擦り傷が、相手方車両左前方部にへこみ及び擦り傷が生じ、相手方は頸部捻挫と診断されました。

本年第2回定例会において、物損部分に係る専決処分の報告をしておりましたが、6月17日をもって通院が終了したことから、残る人身部分に関する専決処分を行ったものです。

以上が概要となりますが、今回、この事故に係る損害賠償額を994,537円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は、損害保険ジャパン株式会社の保険で補填しております。

以上、御報告申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第12号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定に

ついて) を終わります。

## 日程第8 承認第7号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第8．承認第7号 専決処分の承認について（専決第10号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

### ○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

改めまして、おはようございます。承認第7号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第10号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年9月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年9月20日に公布され、改正後の児童手当法施行令が令和6年10月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、本条例第3条第2項第5号及び同条第4項において引用している児童手当法施行令において、児童手当の所得制限の撤廃に伴い、施行令第1条から第3条までの規定が削られました。重度障がい者医療においては対象者の所得制限範囲を変更しないことから、引用を改正前の児童手当法施行令とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第7号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。承認第7号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認について（専決第10号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定）は承認することと決定をいたしました。

#### 日程第9 承認第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 承認第8号 専決処分の承認について（専決第11号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第5号））について、提案理由の説明を求めます。

平川総務課長お願いします。

○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

承認第8号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙費に関し、その必要経費について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

それでは、議案書23ページをお願いいたします。

専決第11号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ20,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,904,941千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。

28ページでございます。

16款3項1目の衆議院議員総選挙費委託金20,134千円は、今回の選挙経費に対する委託金で、補助率10分の10でございます。

続いて、歳出予算について御説明いたします。

29ページからでございます。

2款4項4目、衆議院議員総選挙費は20,134千円を計上いたしております。投票管理者及び立会人の報酬や職員手当、またポスター掲示場の設置業務や期日前投票事務の委託料など、衆議院議員総選挙の執行に要する費用を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、承認第8号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第8号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認について（専決第11号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第5号））は承認することと決定をいたしました。

**日程第10 議案第50号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第10. 議案第50号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。山田市民部長兼市民課長お願いします。

**○市民部長兼市民課長（山田利長君）**

おはようございます。議案第50号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、条例に基づく印鑑登録審査の確実性を確保するとともに、申請者の利便性を向上させるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、縁なし印については、従来から不受理の運用としておりましたが、住民に対し制限を加える内容のため明記するとともに、第10条の登録事項の修正においても、現在の運用に伴い改正を行うものです。

また、窓口では、印鑑登録証明書の発行に印鑑登録証の提示を義務づけておりますが、本庁舎内に多機能端末機を設置しておること、コンビニエンスストアでは個人番号カードのみで印鑑登録証明書の取得が可能であることから、登録者自身が来庁し、個人番号カードを提示した場合には、印鑑登録証の提示を省略できるよう改正し、申請者の利便性を高め、住民サービスの向上に努めるものです。

その他、みやま市行政手続条例の適用除外の追加など、所要の条例改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第11 議案第51号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第11. 議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。平川総務課長お願いします。

**○総務課長（平川貞雄君）（登壇）**

議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和7年6月より拘禁刑が創設されることから、関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

内容としましては、従来より刑法に規定のありました懲役及び禁錮を廃止して、新たな自由刑である拘禁刑として一本化するものであり、その趣旨は、各受刑者の特性に応じた改善更生及び再犯防止など、より柔軟な処遇の実施を可能にしようとするものでございます。

この改正により、関連する6つの条例につきまして、「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるとともに、改正施行前に行われた罰則の適用や人の資格などの経過措置等を規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号は総務常任委員会に付託をいたします。

## 日程第12 議案第52号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第12. 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。甲斐田建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（甲斐田裕士君）（登壇）**

改めまして、おはようございます。議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年第3回定例会にて可決いただきました下庄雨水ポンプ場No. 1主ポンプ機械設備更新工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容といたしましては、天井クレーンを使用するに当たり、労働基準監督署へ

の届出が義務づけられており、そのための点検整備を行った結果、機器の取り替えが必要になったことや、既設エンジン部分における排気管接続分にアスベストが含有していることが確認されたため、除去及び処理が必要になったことから、請負金額を4,251,500円増額し、総額330,267,300円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書、変更箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第13 議案第53号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第13. 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。

引き続き、甲斐田建設都市部長をお願いします。

**○建設都市部長（甲斐田裕士君）（登壇）**

議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年第3回定例会にて可決いただきました下庄雨水ポンプ場電気設備更新工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容といたしましては、ストックマネジメント計画に基づく自家発電機の更新追加や、動力制御盤及び中央操作盤の撤去作業部にアスベストを含有する資材の使用が確認されたことから、除去及び処理が必要になったことによるものでございます。

なお、自家発電機の更新追加につきましては、当初更新する予定ではございましたが、当初設計において全体工事額が予算を超過していたため、当初設計から削除しておりました。

しかしながら、耐用年数が超過し、修繕部品の手配が困難な状況であることや、年々多発

する大雨時の電力確保が急務であることから、市民の生命と財産を守るため必要不可欠と判断いたしました。

以上の理由により、請負金額を39,945,400円増額し、222,636,700円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書、変更箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第14 議案第54号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第14. 議案第54号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

改めまして、皆さんこんにちは。それでは、議案第54号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書62ページからとなっております。

いつも少々長くなるんですが、本日はちょっと短めでいきますので、よろしく願いいたします。

令和6年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算にそれぞれ401,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,306,817千円といたしております。

まず、65ページをお願いいたします。

65ページ、第2表 地方債補正でございますが、歳出予算に連動し、過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。議案書は68ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税15,490千円は、一般財源を調整し、追加をいたしております。

次に、69ページをお願いいたします。

15款1項1目の障害者自立支援給付費負担金85,000千円及び障害児通所等支援給付費負担金45,000千円は、歳出予算と連動し、それぞれ予算計上いたしております。どちらも補助率2分の1でございます。

続いて、70ページ、16款1項1目。民生費県負担金も国庫負担金と同様で、こちらは補助率4分の1でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

16款2項4目の農林水産業費県補助金12,770千円は、歳出予算と連動し、それぞれ計上いたしております。

次に、飛びまして73ページをお願いいたします。

73ページ、21款5項4目の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金58,100千円は、新型コロナワクチン接種に係る助成金で、1接種当たり8,300円の助成となっております。

次に74ページ、22款。市債でございますが、こちらも歳出予算と連動し、水田農業機械導入事業債6,300千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。議案書75ページからでございます。

75ページ、3款1項4目の障がい福祉サービス費170,000千円は、生活介護サービス事業や共同生活援助サービス事業が不足する見込みのため、追加補正をするものでございます。

次に、障がい児支援サービス費90,000千円は、放課後等デイサービス事業や児童発達支援事業が不足する見込みのため、追加補正を行うものでございます。

次に飛びまして、78ページをお願いいたします。

78ページ、4款1項2目の予防接種委託料は、令和6年10月1日より開始している新型コロナワクチン定期接種の不足分を補正するもので、接種者見込みを7,000人と想定し、27,356千円を追加補正いたしております。

最後に、79ページをお願いいたします。

6款1項3目の水田農業担い手機械導入支援事業費補助金6,369千円及び水田農業DX推進事業費補助金12,788千円は、農業における生産性の向上、経営規模拡大等に取り組む法人や担い手等に対し、農業機械導入経費の一部を補助するものでございます。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月4日となっておりますので、御承知おきを願いたします。

**午前10時29分 散会**